

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

規則  
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(七〇・建築住宅課)……………1

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「建築主」を「法第六条第一項若しくは法第六条の第二項(これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下この条において「確認」という。)(又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による通知(以下この条において「通知」という。))を要する建築物の建築主、建築設備の設置者又は工作物の築造主(第五条において「建築主等」という。)(に、「又は」を「又は」に、「様式第一号による届出書」を「工事監理者(工事施工者)届出書」に、「法第六条第一項の規定による」を「確認の申請又は通知をし、」に、「(以下「確認申請書」という。)(に」を「又は通知に係る書面にその旨を」に改める。

第三条中「確認申請書」を「法第六条第一項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)(に改め、同条第一号中「様式第二号による」を削り、同条第

二号中「様式第二号の二による」を削り、同条第三号中「項」を「号」に改め、同条第四号中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に、「模様替え」を「模様替」に改め、「様式第二号の三による」を削る。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「模様替え」を「模様替」に改め、同条第二項中「供するものを含む」を「供しないものを除く」に改め、同条第三項中「様式第三号による申請書」を「手数料減免申請書」に改め、「添えて」の下に「これを」を加える。

第五条の見出しを「(建築主等の変更等の届出)」に改め、同条中「建築主」を「建築主等」に、「確認又は」を「法第六条第一項、法第六条の第二項若しくは法第十八条第三項(これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による確認済証の交付(次条において「確認済証の交付」という。)(、法第七条の六第一項第一号(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による承認又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定による)に改め、「工作物」の下に「(次条及び第二十七条において「建築物等」という。)(」を加え、「様式第四号による届出書」を「建築主等変更届出書」に改める。

第六条中「法第六条第四項の規定により」を削り、「当該」を「確認済証の」に、「建築」を「建築物等」に、「様式第五号による届出書」を「工事取りやめ届出書」に改める。

第八条中「第十条第二項」を「第十条第四項」に、「第二項若しくは第四項」を「から第三項まで」に、「様式第六号による請求書に、」を「公開による意見の聴取請求書に」に、「又は同条第七項」を「(法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項又は法第九十条の第二項において準用する場合を含む。)(の規定による通知書又は法第九条第七項(法第十条第四項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項又は法第九十条の第二項において準用する場合を含む。)(に、「通知書又は命令書」を「命令に係る書面」に改め、「添えて」の下に「これを」を加える。

第八条の二第一項を削り、同条第二項中「第九条第五項、」を「第九条第五項(同条第八項、法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項又は法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)(、法」に改め、「又は」の下に「法」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条中「第十条第二項」を「第十条第四項」に、「第二項若しくは第四項」を「から第三項まで」に改め、「は、様式第七号のとおり」を「の様式は、別記様式によるもの」に改める。

第十条第一項中「建築物で」の下に「同表の」を加え、同項の表(二)の項中「観覧場公会堂」を「観覧場、公会堂」に、「一平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同条第二項中「同項の表(四)の項」を「同表(四)の項」に、「以下」を「次項において」に、「当該」を「当該」に改め、同条第三項中「知事が別に定める様式により」を削る。

第十一条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同項第二号中「労働安全衛生法」を、「労働安全衛生法」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「同表(る)欄」を「同表(る)欄」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「換気設備( )」を削り、「同条第三項」を「第三項」に改め、「に限る。( )」を削り、同項第二号中「排煙設備( )」及び「に限る。( )」を削り、同項第三号中「非常用の照明装置( )」及び「に限る。( )」を削り、同条第三項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第五項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第六項中「知事が別に定める様式により」を削り、「第十二条第二項」を「第十二条第三項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「検査し、」の下に「及び」を加える。

第十一条の二の見出しを、「(道路の位置の指定の申請)」に改め、同条中「の申請は、様式第九号の二による申請書」を「を受けよとする者は、道路位置指定申請書」に改め、「添えて」の下に「これを」を加え、同条第一号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二号中「二メートル」を「二メートル」に、「第四十三条の規定に」を「第四十三条第一項本文の規定に適合し、又は指定申請道路に基準条例第六条各号に掲げる数値以上接することにより同条に」に改め、同条第三号中「許可」を「当該許可」に改める。

第十二条中「その他」の下に「の施設」を加え、「又は石」を「石」に、「様式第十号による届出書」を「道路築造完了届出書」に改める。

第十三条の見出しを、「(道路の位置の変更等の申請)」に改め、同条第一項中「第四十二条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項の規定による道路(以下「指定道路等」という。)( )」を「第四十二条第一項第五号の規定により指定を受けた道路の位置」に、「様式第十一号による申請書に、」を「道路位置変更申請書に」に改め、「添えて」の下に「これを」を加え、同条第二項中「指定道路等」を「前項の道路」に、「様式第十一号による申請書に、」を「道路位置廃止申請書に」に改め、「添えて」の下に「これを」を加える。

第十五条の見出しを、「(許可申請書の添付図書)」に改め、同条第一項第一号中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同項第二号(三)中「様式第二号による」及び「様式第二号の二によ

る」を削り、同項第三号中「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「法第五十七条の四第一項ただし書」を加え、「同条第四項」を「第四項」に改め、「第五十九条の二第一項」の下に「法第六十八条第一項第二号」を加え、「同表(る)項」を「同表一の(る)項」に改め、同条第三項中「様式第十三号の三による申請書に、」を「災害危険区域建築許可申請書に」に改め、「添えて」の下に「これを」を加える。

第十五条の二の見出しを、「(認定申請書の添付図書)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 省令第十条の二十三第十五項の規定により知事が規則で定める書面は、第三条各号に掲げる図書とする。

第十六条の見出しを、「(確認等の申請の取下げの届出)」に改め、同条中「又は前二条の規定により申請書を提出した者は、」を「(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)」の規定による確認、法の規定による許可若しくは認定又は基準条例第三条ただし書の規定による許可の申請をした者は、当該」に、「様式第十四号による届出書」を「確認等申請取下げ届出書」に改める。

第十八条中「法第五十六条第一項の規定の適用にあつては、」を削り、「は、その高低差の二倍以上で、かつ、前面道路との」を「その前面道路の」に改め、「水平距離が」の下に「敷地の地盤面とその前面道路との高低差の二倍以上であり、かつ、」を加え、「こえる敷地内」を「超える敷地内における法第五十六条第一項第一号の規定の適用」に、「が敷地」を「は、敷地」に改める。

第十九条の見出しを、「(建築協定の認可の申請)」に改め、同条中「様式第十五号による申請書に、次の各号」を「建築協定認可申請書に次」に、「(法第七十六条の三第二項)を、(同項)に、申請の場合」を「建築協定の認可の申請にあつて」に改め、「添えて」の下に「これを」を加え、同条第三号中「土地の所有者等」を「法第六十九条に規定する土地の所有者等(法第七十七条の規定により土地の所有者等とみなされた建築物の借主を含む。以下「土地所有者等」という。)( )」に、「示す」を「証する」に改め、同条第四号中「附近見取図」を「付近見取図」に改め、同条第五号中「しよう」を「締結しよう」に、「の建築基準」を「に関する基準」に改め、同条第六号中「法第六十九条に規定する」及び「(法第七十七条の規定により土地の所有者等とみなされた者を含む。以下同じ。)( )」を削る。

第二十条の見出しを、「(建築協定の変更の認可の申請)」に改め、同条中「様式第十六号による申請書に、次の各号」を「建築協定変更認可申請書に次」に、「場合の」を「法第七十四条第一項の規定による建築協定の変更の認可の」に改め、「添えて」の下に「これを」を加え、同条第五号中「示す」を「証する」に改める。

第二十一条中「様式第十七号による届出書に、」を「建築協定区域借地権消滅届出

書に」に改め、「土地」の下に「(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)」を、「添えて」の下に「、これを」を加える。

第二十一条の二中「様式第十七号の二による届出書に、次の各号」を「建築協定加入届出書に次」に改め、「添えて」の下に「、これを」を加える。

第二十二条の見出しを「(建築協定の廃止の認可の申請)」に改め、同条中「様式第十八号による申請書に、次の各号」を「建築協定廃止認可申請書に次」に、「場合の」を「法第七十六条第一項の規定による建築協定の廃止の認可の」に改め、「添えて」の下に「、これを」を加え、同条第三号中「示す」を「証する」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第二十六条中「の各号」を削り、「は、告示する」を「には、その旨を告示するものとする」に改め、同条第八号中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改め、同条第十三号中「備考三」を「備考三の号」に改める。

第二十七条中「建築物、建築設備、工作物」を「建築物等」に改める。  
本則に次の一条を加える。

(補則)

第二十八条 法、政令、省令、基準条例、手数料条例及びこの規則に定めるもののほか、法、基準条例、手数料条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表(二)項中

比内町	(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域
田代町	(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域

を削り、同表(三)項中

雪沢、白沢  
十二所のうち字上新田、字田町、字谷地町、字三ツ屋向

白沢、雪沢、比内町小坪沢、比内町白沢水沢  
粕田のうち字上羽立西、字上羽立東、字清水川、字道ノ上、字道端、字両堤  
十二所のうち字田町、字三ツ谷向  
比内町大葛のうち字大渡、字長

粕田のうち字両堤、字道ノ上、字道端、字清水川、字上羽立東、字上羽立西

を  
部、字丹内沢、字夏焼、字森合、字森越  
比内町独鈷のうち字炭谷

岩瀬のうち字越山、字田の沢、字田茂の木、字蛭沢  
早口のうち字岩野目、字大岱、字大淵、字李岱、字中仕田、字深沢  
山田のうち字杉の沢、字茂屋

改め、

比内町	大葛のうち字森合、字大渡、字夏焼、字長部、字森越、字丹内沢 白沢水沢、小坪沢 独鈷のうち字炭谷 谷地中のうち字系柄沢
田代町	早口のうち字中仕田、字岩野目、字大岱、字深沢、字李岱、字大淵 山田のうち字茂屋、字杉ノ沢 岩瀬のうち字田ノ沢、字蛭沢、字田茂ノ木、字越山

を削り、同表(四)項中

長

走、国有林地

を

長走  
比内町大葛のうち字大葛、字大谷、字金山沢口  
岩瀬のうち字大石渡、字大川目元渡、字長谷地、字羽立  
早口のうち字大野、字高岨、字菅谷地、字千歳、字中谷地、字平滝  
国有林地

に改め、

比内町	大鷲のうち字大鷲、字金山、字大谷 国有林地地域
田代町	早口のうち字高岨、字大野、字中谷地、字千才、字平滝、字菅谷地 岩瀬のうち字羽立、字長谷地、字大石渡、字大川目元渡 国有林地地域

を削る。

様式第一号から様式第六号の二までを削る。

様式第七号中「建築基準法に」を「建築基準法の規定に」に改め、「建築物」の下に「(工作物)」を加え、「第九条第 二 項」を「第九条第一項(第十項、第十條第二項(第三項)、第八十八條第一項(第二項、第三項)において準用する同法第九條第一項(第十項)、第九十條の二第一項)」に改め、「第九条第十三項」の下に「(第十條第四項において準用する同法第九條第十三項、第八十八條第一項(第二項、第三項)において準用する同法第九條第十三項、第九十條の二第二項において準用する同法第九條第十三項)」を加える。

様式第八号から様式第十八号までを削り、様式第七号を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。ただし、別表(二)項から(四)項までの改正規定は、同月二十日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

秋田株式会社 松原印刷社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp



古紙配合率100%